

令和 7 年度 対日投資誘致に係る海外現地での専門家を活用した
プロモーション等業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

令和 7 年度 対日投資誘致に係る海外現地での専門家を活用したプロモーション等業務

2 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

3 委託業務実施の条件

(1) 参加資格

応募者は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第 9 条 1 項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者のうち、次の条件をすべて満たす者とする。

ア 日本国内に事業所を有する法人であること。

イ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。

ウ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

エ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

オ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 事業規模（契約限度額）

6, 000, 000 円（消費税相当額を含む）

4 企画提案を求める事項

(1) 業務執行体制及び過去の類似業務実績

本業務を実施するにあたっての業務執行体制、スケジュール、予算配分、類似業務実績等を記載すること。

(2) 現地専門家によるプロモーション

海外現地にてプロモーションを実施するにあたっての現地専門家の体制、プロモーションの対象とする海外企業や現地経済団体等の例及びリスト作成案、業務フローとスケジュール、参加する国際展示会や経済イベントの案、PRの実施方法等を記載すること。

(3) 首都圏でのプロモーション

委託者が首都圏にてプロモーション活動を行う際に、面談先として紹介を想定する海外企業や在日大使館、関係団体主催のイベント等のリスト作成案、首都圏での業務体制等について記載すること。

(4) その他提案事項

国内外でのプロモーションについて、効果的な取組や手法があれば提案すること。

5 契約候補者の選定方法

(1) 審査

令和7年度 対日投資誘致に係る海外現地での専門家を活用したプロモーション等業務企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、1者を選定する。企画提案者が4者以上となった場合、下記の審査基準により、企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位3者までの企画提案を選定する。

(2) 審査基準

下表のとおり。

(3) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(4) 採点が同点の場合の取扱

同点の事業者が2者以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

(5) 参加者が1者であった場合

最低基準点（満点の6割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

【審査基準】

審査項目と配点	審査の視点
1 業務執行能力【35点】	
① 業務執行体制 (15点)	・業務を円滑に進めるために、過去の業務経験等を勘案した適切な人員配置が予定されているか。 ・全体のスケジュールや予算配分が適切であるか。
② 類似業務実績 (20点)	・対日投資誘致に関する知見を示す、類似業務の実績を相応に有しているか。 ・適切な機関・業界などの有識者などとの連携が見込めるか。
2 企画提案内容【65点】	
① 現地専門家によるプロモーション (45点)	・現地専門家の選定や体制は適切か。 ・札幌への海外企業誘致に繋がる企業、経済団体へのプロモーションが可能か。 ・札幌市のPRを実施するにあたり、効果的なPRが可能な展示会やイベントが提案されているか。 ・海外企業等と面談等を実施するにあたり、業務スケジュールが適切であるか。
② 首都圏でのプロモーション (10点)	・札幌への2次投資に繋がる海外企業、団体との面談が可能か。 ・首都圏におけるPR活動の実施体制は適切か。
③ その他提案事項 (10点)	・その他、効果的な海外企業誘致が実現する提案があるか。

※ 提案事業者が札幌SDGs 登録企業である場合は、上記配点に加え、本業務とSDGs との親和性を考慮し、2点加点することとする。ただし、上記審査項目をもって満点評価となった提案事業者については加点しない。

6 企画提案に係る手続き・スケジュール

(1) 手続き関係様式

様式を定めるものは以下のとおり。

①	質問書	様式1
②	参加意向書	様式2

③	企画提案書提出書	様式 3
④	企画提案者概要	様式 4

(2) スケジュール

①	質問の受付／ 5月 19日（月） 17：00 締切 予定
	・様式 1 に、要旨を簡潔にまとめて提出すること。 ・提出方法は、電子メールとする（送信先は後記 9 に記載）。 ・電子メールのタイトルは「令和 7 年度 対日投資誘致に係る海外現地での専門家を活用したプロモーション等業務質問書（事業者名）」とする。 ・質問の回答は、電子メールにより随時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、ホームページで公開する（質問を行った事業者名等は公開しない）。
	参加意向書の受付／ 5月 21日（水） 17：00 締切 予定
	・「参加意向書（様式 2）」を提出すること。 ・提出方法は、電子メールとする（送信先は後記 9 に記載）。
	企画提案の受付／ 5月 30日（金） 17：00 締切 予定
	・後記 7 (1) 記載の以下を全て提出すること。 「企画提案提出書（様式 3）」 「企画提案者概要（様式 4）」 「企画提案書（様式任意）」 「見積書（様式任意）」 ・提出方法は、電子メールとする（送信先は後記 9 に記載）。 ・「企画提案者概要（様式 4）」、「企画提案書」及び「見積書」については、同内容の電子ファイル（PDF ファイル形式）を提出すること（ただし、送付ファイルの容量が 4 MB 以上の場合は、提出先のメールサーバーで受信できないため、分割での送付やファイル共有サービスを利用すること。） ・参加資格審査結果は個別に通知する。 ・提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。
	書面審査の実施／ 6月 3日（火）
	・企画提案者が 4 者以上となった場合、上記の審査基準により、企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位 3 者までの企画提案を選定し、令和 7 年 6 月 3 日（火）までに企画提案提出者に通知するものとする。
	プレゼンテーション審査の実施／ 6月 4日（水）～ 6日（金）を予定
	・開始時間は別途連絡する。 ・場所は札幌市役所本庁舎の会議室（中央区北 1 条西 2 丁目）とするが、オンラインでの開催となる場合がある。 ・出席者は 2 人以内とする。 ・プレゼンテーションは 1 事業者につき 25 分間（提案説明 15 分、質疑応答 10 分）とし、順次個別に行う。 ・事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。当日のプロジェクトの使用、および追加資料の配布は認めない。オンライン実施となった場合も画面の共有は認めない。 ・プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。
	審査結果通知／プレゼンテーション審査実施後
	・審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、電子メールにより通知する。 ・審査結果について質問がある場合は、電子メール又は電話で受け付ける。 ・審査の過程については公表しない。
	契約手続き／ 6 月中旬予定
	・本件業務の委託契約は、上記審査により選定された事業者の企画提案を基に、当該事業者と本市における協議・調整を経て確定した仕様書に基づき、当該事

	業者から別途見積書の提出を受けた後に締結する。詳細は、選定事業者に対し別途通知する。 ・選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選択する、ただし、次点の評価を受けた事業者が、最低基準点に満たない場合は選定しない。
--	---

7 提出書類及び留意事項

(1) 提出書類

提出書類	部数	提出期限
ア 参加意向書（様式2）	1部	5月21日（水）
イ 企画提案提出書（様式3）	1部	5月30日（金）
ウ 企画提案者概要（様式4）	2部（正本1部、副本1部）	
エ 企画提案書（様式任意）	2部（正本1部、副本1部）	
オ 見積書（様式任意）	2部（正本1部、副本1部）	

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ア 企画提案書について、A4判（縦・横不問）で作成すること。
- イ 副本については、表紙及び中身を含め、提案者を特定可能な記載は行わないこと。
- ウ 見積書については、積算根拠が分かるように記載すること。なお、当該見積額は企画提案書が選定された事業者との契約額を確定するものではない。

8 その他留意事項

- (1) 本件企画競争に係る書類作成、提出等にかかる一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない。（軽微な修正は除く）
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (7) 提案者は、本件企画競争に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成など）。
- (8) 提出書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- (9) 本件企画競争の参加者は、札幌市から提供する情報を本件企画競争の提案に係るもの以外の用途に使用してはならない。
- (10) 企画提案の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

9 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するもので

はないことを保証するものとする。

- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

10 企画提案書等提出・問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階南側
札幌市経済観光局 経済戦略推進部 企業立地課 担当 石田、伊東、村松
TEL：011-211-2362 電子メール：global@city.sapporo.jp